

第 7 章 条例・規則等

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例及び施行規則対照表（抜粋）

条例	規則
第 1 2 章の 2 建築物に係る環境への負荷の低減 （建築主の責務） 第 1 2 7 条の 2 建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 （建築物環境配慮指針） 第 1 2 7 条の 3 市長は、前条に規定する者が行う建築物に係る環境への負荷の低減を図るための取組を支援するため、建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置その他の措置（以下「環境負荷低減措置等」という。）について配慮すべき事項及び当該環境負荷低減措置等についての建築物に係る環境への負荷の低減等の性能（以下「環境性能」という。）の評価の方法に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定め、これを公表するものとする。 （特定建築物環境計画書の作成等） 第 1 2 7 条の 4 床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上の建築物であって規則で定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による計画の通知をしようとする日の 2 1 日前までに、市長に提出しなければならない。 （1）特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法	第 1 0 章の 2 建築物に係る環境への負荷の低減 （特定建築物の範囲） 第 9 2 条の 2 条例第 1 2 7 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める建築物は、一戸建ての住宅及び長屋以外の建築物とする。 （特定建築物環境計画書の提出） 第 9 2 条の 3 条例第 1 2 7 条の 4 第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法第 1 8 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による計画の通知の予定年月日 （2）工事完了の予定年月日 （3）その他市長が必要と認める事項 2 条例第 1 2 7 条の 4 第 1 項の規定による提出は、特定建築物環境計画書（第 3 6 号様式）により行う

人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定建築物の名称及び所在地 (3) 特定建築物の概要 (4) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項 (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項 (6) その他規則で定める事項 2 市長は、特定建築物環境計画書の提出があったときは、前項第2号から第5号までに掲げる事項その他の規則で定める事項（以下「計画書公表事項」という。）について公表するものとする。 （特定建築物環境計画書の変更の届出等） 第127条の5 特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第1項第1号、第2号又は第6号に掲げる事項について変更をしたときは、特定建築物環境計画書を提出した者（特定建築主に変更があった場合にあっては、変更後の特定建築主。以下同じ。）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 2 特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、特定建築物環境計画書を提出した者は、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、前2項の規定による変更の届出があった	ものとする。 （特定建築物環境計画書等の公表） 第92条の4 条例第127条の4第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 特定建築物の名称及び所在地 (2) 特定建築物の概要 (3) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項 (4) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項 (5) その他市長が必要と認める事項 2 条例第127条の4第2項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、川崎市まちづくり局その他市長が必要と認める場所に備え置くとともに、これらの事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。 （特定建築物環境計画書等の変更の届出等） 第92条の5 条例第127条の5第1項及び第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定（特定外）建築物環境計画書変更届出書（第37号様式）により行うものとする。 2 条例第127条の5第3項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、変更後の計画書公表事項を記載した書面を、川崎市まちづくり局その他市長が必要と認める場所に備え置くとともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行
---	--

場合であって、当該届出に係る事項が計画書公表事項であるときは、当該変更後の計画書公表事項について公表するものとする。

(新築等の取りやめの届出等)

第127条の6 特定建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物の新築等を取りやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による取りやめの届出があったときは、特定建築物の新築等を取りやめた日その他の規則で定める事項について公表するものとする。

(工事完了の届出等)

第127条の7 特定建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、特定建築物の新築等に係る工事が完了した日その他の規則で定める事項について公表するものとする。

(特定外建築物環境計画書の作成等)

第127条の8 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物であって規則で定める建築物(以下「特定外建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定外建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載し

うものとする。

(新築等の取りやめの届出等)

第92条の6 条例第127条の6第1項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物取りやめ届出書(第37号様式の2)により行うものとする。

2 条例第127条の6第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める事項は、特定建築物の新築等を取りやめた日その他市長が必要と認める事項とする。

3 条例第127条の6第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市まちづくり局その他市長が必要と認める場所に備え置くとともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。

(工事完了の届出等)

第92条の7 条例第127条の7第1項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物工事完了届出書(第37号様式の3)により行うものとする。

2 条例第127条の7第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める事項は、工事が完了した日及び第92条の4第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。

3 条例第127条の7第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市まちづくり局その他市長が必要と認める場所に備え置くとともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。

(特定外建築物の範囲)

第92条の8 条例第127条の8第1項に規定する規則で定める建築物は、一戸建ての住宅及び長屋

た特定外建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定外建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出することができる。 (1) 特定外建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定外建築物の名称及び所在地 (3) 特定外建築物の概要 (4) 特定外建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項 (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する事項 (6) その他規則で定める事項 2 第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定は、特定外建築物環境計画書の提出があった場合について準用する。この場合において、第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定中「特定建築物環境計画書」とあるのは「特定外建築物環境計画書」と、第127条の5から前条までの規定中「特定建築物の」とあるのは「特定外建築物の」と、第127条の5第1項中「特定建築主」とあるのは「特定外建築主」と読み替えるものとする。 （分譲共同住宅環境性能表示基準の設定等） 第127条の9 市長は、特定建築物及び特定外建築物のうち、その全部又は一部を共同住宅の用途に供する建築物であってその共同住宅の用途に供する部分の販売を目的として新築等をする建築物（以下「分譲共同住宅」という。）に係る環境性能の評価を表記した標章（以下「分譲共同住宅環境性能表示」という。）の表示の方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定め、これを公表するものとする。 （特定分譲共同住宅建築主等による分譲共同住宅	以外の建築物とする。 （特定外建築物環境計画書の提出） 第92条の9 条例第127条の8第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知の予定年月日 (2) 工事完了の予定年月日 (3) その他市長が必要と認める事項 2 条例第127条の8第1項の規定による提出は、特定外建築物環境計画書（第37号様式の4）により行うものとする。
---	---

環境性能表示の表示等)

第127条の10 特定建築物環境計画書を提出した者のうち、分譲共同住宅の新築等をしようとする者（以下「特定分譲共同住宅建築主」という。）は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に分譲共同住宅環境性能表示を表示しなければならない。

2 特定分譲共同住宅建築主は、他人に分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売の媒介又は代理の依頼を行った場合において当該販売の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「販売受託者」という。）が分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売受託者をして分譲共同住宅環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項に規定する場合において、販売受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

（特定分譲共同住宅建築主による分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出）

第127条の11 特定分譲共同住宅建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、分譲共同住宅環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の分譲共同住宅環境性能表示を表示し、又は販売受託者をして表示させたときも同様とする。

（特定分譲共同住宅建築主等による環境性能の説明）

第127条の12 特定分譲共同住宅建築主及びその販売受託者は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売をしようとするときは、当該分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の購入をしようとする者に対し、当該分譲共同住宅に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

（分譲共同住宅環境性能表示の広告への表示）

第92条の10 条例第127条の10第1項及び第2項並びに第127条の13第1項及び第2項に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告であって、価格及び間取りが表示されるものとする。

（1）新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載される広告（当該広告に係る面積が62,370平方ミリメートル以下である広告を除く。）

（2）電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信等の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）による広告

（分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出）

第92条の11 条例第127条の11及び第127条の14の規定による届出は、分譲共同住宅環境性能表示（変更）届出書（第37号様式の5）により行うものとする。

(特定外分譲共同住宅建築主等による分譲共同住宅環境性能表示の表示等)

第127条の13 特定外建築物環境計画書を提出した者のうち、分譲共同住宅の新築等をしようとする者(以下「特定外分譲共同住宅建築主」という。)は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に分譲共同住宅環境性能表示を表示することができる。

2 特定外分譲共同住宅建築主は、その販売受託者が分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売受託者をして分譲共同住宅環境性能表示を表示させることができる。

3 前項に規定する場合において、販売受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(特定外分譲共同住宅建築主による分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出)

第127条の14 特定外分譲共同住宅建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、分譲共同住宅環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の分譲共同住宅環境性能表示を表示し、又は販売受託者をして表示させたときも同様とする。

(特定外分譲共同住宅建築主等による環境性能の説明)

第127条の15 特定外分譲共同住宅建築主及びその販売受託者は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売をしようとするときは、当該分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の購入をしようとする者に対し、当該分譲共同住宅に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

(環境負荷低減措置等に係る指導等)

第127条の16 市長は、建築物環境配慮指針を勘

案し、特定建築物環境計画書を提出した者又は特定外建築物環境計画書を提出した者に対し、当該特定建築物又は特定外建築物に係る環境負荷低減措置等について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、特定分譲共同住宅建築主若しくはその販売受託者又は特定外分譲共同住宅建築主若しくはその販売受託者（以下「特定分譲共同住宅建築主等」という。）に対し、当該分譲共同住宅について第127条の10第1項若しくは第2項又は第127条の13第1項若しくは第2項の規定による表示の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲共同住宅の分譲共同住宅環境性能表示の表示について、必要な指導及び助言を行うことができる。

3 市長は、特定分譲共同住宅建築主等に対し、当該分譲共同住宅について第127条の12又は第127条の15の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲共同住宅に係る環境性能の説明について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（特定建築主等への勧告等）

第127条の17 市長は、特定建築主又は特定外建築主（以下「特定建築主等」という。）が、第127条の4第1項、第127条の5第1項若しくは第2項（第127条の8第2項において準用する場合を含む。）、第127条の11又は第127条の14の規定に違反していると認めるときは、当該特定建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、特定分譲共同住宅建築主等が、正当な理由がなく前条第2項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、第127条の10第1項若しくは第2項又は第127条の13第1項若しくは第2項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定分譲共同住宅建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が、

（公表）

第92条の12 条例第127条の17第3項に規

当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第127条の4第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知が行われる建築物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知が行われた建築物については、なお従前の例による。 3 施行日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知が行われる建築物（床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のものに限る。）に係る新条例第127条の4第1項の規定の適用については、同項の規定中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知をしようとする日の21日前までに」とあるのは、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年川崎市条例第 号）の施行の	定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定建築物又は特定外建築物の名称及び所在地 (3) 勧告の内容 附 則 この規則は、平成18年10月1日から施行する。 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
--	--

日以後速やかに」とする。 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成17年川崎市条例第96号）の施行期日は、平成24年10月1日とする。

※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（令和6年12月26日公布）による改正の一部を抜粋

※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年12月26日公布）による改正の一部を抜粋

川崎市告示第69号

建築物環境配慮指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の3の規定に基づき、建築物に係る環境負荷低減措置等について配慮すべき事項及び当該環境負荷低減措置等についての建築物に係る環境性能の評価の方法に関する指針を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

平成18年3月1日

川崎市長 阿部孝夫

1 建築物の環境配慮事項

- (1) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー及び資源消費等による環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建築物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギー利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

- (ア) 水資源保護
- (イ) 低環境負荷材の使用

ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 大気汚染防止
- (イ) 騒音、振動及び悪臭の防止
- (ウ) 風害及び日照阻害の抑制
- (エ) 光害の抑制
- (オ) 温熱環境悪化の改善
- (カ) 地域インフラへの負荷抑制

- (2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性等、建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア 室内環境の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上
- (エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

- (ア) 機能性の向上
- (イ) 耐用性及び信頼性の向上
- (ウ) 対応性及び更新性の向上

ウ 室外環境（敷地内）保全及び向上への配慮

- (ア) 生物環境の保全と創出
- (イ) まちなみ及び景観への配慮
- (ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

2 建築物環境計画書の提出

建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての建築物に係る環境性能の評価に関する計画書の提出は、市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いて行う。

川崎市告示第70号

分譲共同住宅環境性能表示基準

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の9の規定に基づき、分譲共同住宅環境性能表示の表示の方法その他の事項に関する基準を定め、平成18年10月1日から適用する。

平成18年3月1日

川崎市長 阿部孝夫

1 分譲共同住宅環境性能表示の表示基準

分譲共同住宅環境性能表示は、条例第127条の10第1項に規定する特定分譲共同住宅建築主及び条例第127条の13第1項に規定する特定外分譲共同住宅建築主が、川崎市建築物環境配慮指針（平成18年3月1日川崎市告示第69号）で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法で得られる評価に基づき、別表に掲げる基準により行う。

2 分譲共同住宅環境性能表示の様式

別記様式のとおりとする。

3 分譲共同住宅環境性能表示の表示方法の基準

- (1) 分譲共同住宅環境性能表示は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第92条の10に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすいところに1箇所以上表示すること。
- (2) 分譲共同住宅環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。
- (3) 同一敷地内にある複数の分譲共同住宅を同一広告に掲載する場合は、分譲共同住宅ごとに分譲共同住宅環境性能表示を表示するものとし、分譲共同住宅と当該分譲共同住宅環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価の分譲共同住宅が複数ある場合、同一の評価の分譲共同住宅については一つの分譲共同住宅環境性能表示によることができるものとする。
- (4) その他市長が別に定める基準による。

別表

C A S B E E 川崎による建築物の総合的な環境性能の評価結果		分譲共同住宅環境性能表示	
		項目	表示方法
建築物の環境品質・性能	Q－1 室内環境〔居住性〕	居住性	C A S B E E 川崎の評価結果におけるQ－1の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	Q－2 サービス性能〔機能性・耐用性〕	機能性・耐用性	C A S B E E 川崎の評価結果におけるQ－2の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	Q－3 室外環境（敷地内）〔緑・まちなみ〕	緑・まちなみ	C A S B E E 川崎の評価結果におけるQ－3の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
建築物の環境負荷低減性	L R－1 エネルギー〔省エネルギー〕	省エネルギー	C A S B E E 川崎の評価結果におけるL R－1の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	L R－2 資源・マテリアル〔省資源・リサイクル〕	省資源・リサイクル	C A S B E E 川崎の評価結果におけるL R－2の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	L R－3 敷地外環境〔周辺への配慮〕	周辺への配慮	C A S B E E 川崎の評価結果におけるL R－3の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
建築物の環境性能効率	C (0.5>BEE)	総合評価	★★★★★
	B [－] (0.5≤BEE<1.0)		★★★★★
	B [＋] (1.0≤BEE<1.5)		★★★★★
	A (1.5≤BEE<3.0)		★★★★★
	S (3.0≤BEE)		★★★★★

備考 C A S B E E 川崎は、建築物環境配慮指針（平成18年3月1日川崎市告示第69号）で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法として、一般社団法人住宅・建築SDGs推進センターによる建築総合環境性能評価システム（C A S B E E）のうち、C A S B E E－建築（新築）に準じて別に定めるものをいう。

別記様式



寸法

分譲共同住宅環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦３７ミリメートル以上、横６０ミリメートル以上とすること。

色指定

カラーの場合（４色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） （C:96％、M:4％、Y:100％、K:1％）	基本（スミ 100％） （C:0％、M:0％、Y:0％、K:100％）
レーダーチャートスコア領域（黄緑） （C:40％、M:4％、Y:96％、K:0％）	レーダーチャートスコア領域（薄灰） （C:0％、M:0％、Y:0％、K:20％）
未得点星印（薄灰） （C:23％、M:16％、Y:13％、K:2％）	未得点星印（薄灰） （C:0％、M:0％、Y:0％、K:20％）
黒文字 （C:0％、M:0％、Y:0％、K:100％）	黒文字 （C:0％、M:0％、Y:0％、K:100％）
白文字 （C:0％、M:0％、Y:0％、K:0％）	白文字 （C:0％、M:0％、Y:0％、K:0％）

附 則
この指針は、平成18年10月1日から適用する。
附 則（平成21年川崎市告示第638号）
この改正指針は、平成22年4月1日から適用する。
附 則（令和4年川崎市告示第452号）
この改正指針は、令和4年8月16日から適用する。

各種届出様式

第36号様式(表)

正・副2部提出してください。

建築主以外の方の提出には委任状(任意書式)が必要です。

特定建築物環境計画書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号

特定建築主の氏名等を記入してください。

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の4第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 特定建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 — 住 所 電話番号 ()
2 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 電話番号 ()
3 特定建築物環境計画書作成者	CASBEE評価制度における評価員登録番号をお持ちの方は、その登録番号を記入してください。
4 連絡先	氏 名 郵便番号 — 住 所 電話番号 本届出に対する連絡の窓口となっていただける方を記入してください。
※受付処理欄	※特記欄 ※欄は記入しないでください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。

3 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

(裏)

5	特定建築物の名称及び所在地	フリガナ 名称 所在地	増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計を記入してください。
6 特 定 建 築 物 の 概 要	(1) 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築	
	(2) 床面積の合計	届出部分 (m ²) (m ²) (m ²)	届出以外の部分 合計 (m ²)
	(3) 用途	建築基準法における建物用途を記入してください。	
	(4) 構造		
	(5) 高さ及び階数	() m (地上 階、地下 階)	
	(6) 工事着手予定年月日	年 月 日	
7	特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項	CASBEE川崎のスコアシートなどに示される各評価項目における措置のことであり、別添と記入してください。	
8	環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項	CASBEE川崎の評価結果シートなどに示される環境性能の評価のことであり、別添と記入してください。	
9	確認申請予定年月日又は計画通知予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	備考	複数の用途がある場合には、用途ごとの床面積を記入してください。増築又は改築の場合は、6の項(2)の号で記入した届出部分と届出以外の部分のそれぞれについて、用途ごとの床面積の内訳がわかるように記入してください。	

備考 1 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記載してください。

2 (1)付近見取図、(2)配置図、(3)各階平面図、(4)立面図、(5)断面図及び(6)その他市長が必要と認めるものを添付してください。

正・副2部提出してください。

建築主以外の方の提出には委任状（任意書式）が必要です。

第37号様式の4（表）

特定外建築物環境計画書

年 月 日

（あて先）川崎市長

郵便番号

特定外建築主の氏名等を記入してください。

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の8第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 特定外建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 — 住 所 電話番号 ()
2 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 電話番号 ()
3 特定外建築物環境計画書作成者	CASBEE評価制度における評価員登録番号をお持ちの方は、その登録番号を記入してください。
4 連絡先	氏 名 郵便番号 — 住 所 電話番号 本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。
※受付処理欄	※特記欄 ※欄は記入しないでください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この計画書は、特定外建築物ごとに提出してください。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

5	特定外建築物の 名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地	増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る 部分の床面積の合計を記入してください。
6 定 外 建 築 物 の 概 要	(1) 工事種別	☐ 新築	☐ 増築 ☐ 改築
	(2) 床 面 積 の 合 計	届 出 部 分 (m ²)	届出以外の部分 合 計 (m ²) (m ²)
	(3) 用 途	建築基準法における建物用途を記入してください。	
	(4) 構 造		
	(5) 高 さ 及 び 階 数	() m (地上 階、地下 階)	
	(6) 工事着手予 定年月日	年 月 日	
7	特定外建築物に 係る環境負荷低 減措置等に関す る事項	CASBEE川崎のスコアシートなどに示される各評価項目におけ る措置のことであり、別添と記入してください。	
8	環境負荷低減措 置等についての 特定外建築物に 係る環境性能の 評価に関する事項	CASBEE川崎の評価結果シートなどに示される環境性能の評価 のことであり、別添と記入してください。	
9	確認申請予定年 月日又は計画通 知予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年 月日	年 月 日	
11	備 考	複数の用途がある場合には、用途ごとの床面積を記入して ください。増築又は改築の場合は、6の項(2)の号で記 入した届出部分と届出以外の部分のそれぞれについて、用 途ごとの床面積の内訳がわかるように記入してください。	

備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。

2 (1)付近見取図、(2)配置図、(3)各階平面図、(4)立面図、(5)断面図及び(6)その他市長が必要と
認めるものを添付してください。

第37号様式（表）

正・副2部提出してください。

特定（特定外）建築物環境計画書変更届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

該当する数字を記入してください。

○特定建築主

- ・変更を届出る事項が変更届出書の1、2、3、4、5、9及び10の項に係る事項の場合。
→条例第127条の**5第1項**の規定による届出
- ・変更を届出る事項が変更届出書の6、7及び8の項に係る事項の場合
→条例第127条の**5第2項**の規定による届出

○特定外建築主

条例第127条の**8第2項**の規定による届出

郵便番号

主 所

名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

特定（特定外）建築主の氏名等を記入してください。

印

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の 第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定(特定外)建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 — 住 所 電話番号 ()
2 設 計 者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 電話番号 ()
3 特定(特定外)建築物環境計画書作成者	CASBEE評価制度における評価員登録番号をお持ちの方は、その登録番号を記入してください。
4 連絡先	氏 名 郵便番号 — 住 所 電話番号 本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。
※受付処理欄	※特記欄 ※欄は記入しないでください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この届出書は、特定（特定外）建築物ごとに提出してください。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

特定（特定外） 5 建築物の名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地	増築又は改築の場合の床面積の変更にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計を記入してください。	
特定（特定外）建築物の概要	6 (1) 工事種別	☐ 新築	☐ 増築 ☐ 改築
	(2) 床 面 積 の 合 計	届 出 部 分 (m ²)	届出以外の部分 合 計 (m ²) (m ²)
	(3) 用 途	建築基準法における建物用途を記入してください。	
	(4) 構 造		
	(5) 高 さ 及 び 階 数	() m (地上 階、地下 階)	
	(6) 工事着手予定年月日	年 月 日	
7 特定(特定外)建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項	変更事項を記入してください。「変更事項は別添とする」でも可。		
8 環境負荷低減措置等についての特定（特定外）建築物に係る環境性能の評価に関する事項	変更事項を記入してください。「変更事項は別添とする」でも可。		
9 確認申請予定年月日又は計画通知予定年月日	年 月 日		
10 工事完了予定年月日	年 月 日		
11 備 考	・変更があった事項を箇条書きにしてください。 ・複数の用途がある場合であつて床面積の変更があるときは用途ごとの床面積を3-2又は3-4ページの「11 備考」の説明のとおり記入してください。		

備考 1 1から10までの項については、変更があった事項についてのみ記載してください。

2 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記載してください。

3 (1)付近見取図、(2)配置図、(3)各階平面図、(4)立面図、(5)断面図及び(6)その他市長が必要と認めるもののうち、変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

正1部のみ提出してください。

第37号様式の2(表)

特定(特定外)建築物取りやめ届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

該当する数字を記入してください。

○特定建築主

条例第127条の**6第1項**の規定による届出

○特定外建築主

条例第127条の**8第2項**の規定による届出

郵便番号

住 所

氏 名

特定(特定外)建築主の氏名等を記入してください。

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の 第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定(特定外)建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 — 住 所 電話番号 ()
2 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 電話番号 ()
3 連絡先	氏 名 郵便番号 — 住 所 電話番号
※受付処理欄	※特記欄 ※欄は記入しないでください。

本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この届出書は、特定(特定外)建築物ごとに提出してください。

3 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができます。

(裏)

特定 (特定外) 建 4 築物の名称及び 所在地	フリガナ 名 称 所在地
5 取りやめた日	年 月 日
6 備 考	

正 1 部のみ提出してください。

第 3 7 号様式の 3 (表)

特定 (特定外) 建築物工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号

特定 (特定外) 建築主の氏名等を
記入してください。

該当する数字を記入してください。

○特定建築主

条例第 1 2 7 条の **7 第 1 項** の規定による届出

○特定外建築主

条例第 1 2 7 条の **8 第 2 項** の規定による届出

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 1 2 7 条の 第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定(特定外)建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 — 住 所 電話番号 ()
2 設 計 者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 電話番号 ()
3 連 絡 先	氏 名 郵便番号 — 住 所 電話番号 本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。
※受付処理欄	※特記欄 ※欄は記入しないでください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この届出書は、特定 (特定外) 建築物ごとに提出してください。

3 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができます。

(裏)

特定（特定外）建 4 築物の名称及び 所在地	フリガナ 名 称 所在地
5 工事完了年月日	年 月 日
6 備 考	

第37号様式の5(表)

正1部のみ提出してください。

分譲共同住宅環境性能表示(変更)届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号

特定(特定外)分譲共同住宅建築主の氏名等を記入してください。

該当する数字を記入してください。

○特定分譲共同住宅建築主

条例第127条の11の規定による届出

○特定外分譲共同住宅建築主

条例第127条の14の規定による届出

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定(特定外) 1 分譲共同住宅 建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住 所 電話番号 ()
分譲共同住宅 2 の名称及び所 在地	フリガナ 名 称 所在地
分譲共同住宅 環境性能表示 届出書又は分 譲共同住宅環 境性能表示変 更届出書 3	☐ 分譲共同住宅環境性能表示届出書 ☐ 分譲共同住宅環境性能表示変更届出書 譲共同住宅環境性能表示届出書受付番号(号) 変更の概要 変更届の場合は、分譲共同住宅環境性能表示届出書受付番号及び変更の概要を記入してください。
※受付 処理 欄	※特 記 欄 ※欄は記入しないでください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この届出書は、分譲共同住宅ごとに提出してください。

3 3の項は、該当する□内にレ印を記載してください。分譲共同住宅環境性能表示変更届出書にレ印を記載した場合は、分譲共同住宅環境性能表示届出書受付番号及び変更の概要を記載してください。

4 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができます。

(裏)

4 広告日	年 月 日
5 販売 受託者	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 ー 住 所 電話番号 ()
6 備考	

備考 広告若しくはその写し又は市長が必要と認めるものを添付してください。

インターネットによる広告の場合の画面の写し等です。

第36号様式（表）

特定建築物環境計画書

年 月 日

（あて先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の4第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 特定 建築主	フリガナ 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 郵便番号 ー 住 所 電話番号 （ ）		
2 設計者	資格（ ）建築士（ ）登録第 号 氏名 建築士事務所名 （ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号 郵便番号 ー 所在地 電話番号 （ ）		
3 特定建築 物環境計 画書作成 者			
4 連絡先	氏 名 郵便番号 ー 住 所 電話番号		
※ 受付 処理 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

5	特定建築物の名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地
6 特 定 建 築 物 の 概 要	(1) 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築
	(2) 床面積の合計	届出部分 (m ²) (届出以外の部分 (m ²) (合計 (m ²))
	(3) 用 途	
	(4) 構 造	
	(5) 高 さ 及 び 階 数	() m (地上 階、地下 階)
	(6) 工事着手予定年月日	年 月 日
7	特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項	
8	環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項	
9	確認申請予定年月日又は計画通知予定年月日	年 月 日
10	工事完了予定年月日	年 月 日
11	備 考	

備考 1 ☐のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。

2 (1)付近見取図、(2)配置図、(3)各階平面図、(4)立面図、(5)断面図及び(6)その他市長が必要と認めるものを添付してください。

第37号様式の4（表）

特定外建築物環境計画書

年 月 日

（あて先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の8第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 特定外 建築物主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 ー 住 所 電話番号 ()
2 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 ー 所在地 電話番号 ()
3 特定外建 築物環境 計画書作 成者	
4 連絡先	氏 名 郵便番号 ー 住 所 電話番号
※ 受付 処理 欄	※ 特 記 欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この計画書は、特定外建築物ごとに提出してください。
 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

5	特定外建築物の 名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地
6 特 定 外 建 築 物 の 概 要	(1) 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築
	(2) 床 面 積 の 合 計	届 出 部 分 届出以外の部分 合 計 (m ²) (m ²) (m ²)
	(3) 用 途	
	(4) 構 造	
	(5) 高 さ 及 び 階 数	() m (地上 階、地下 階)
	(6) 工事着手予 定年月日	年 月 日
7	特定外建築物に 係る環境負荷低 減措置等に関する事項	
8	環境負荷低減措 置等についての 特定外建築物に 係る環境性能の 評価に関する事 項	
9	確認申請予定年 月日又は計画通 知予定年月日	年 月 日
10	工事完了予定年 月日	年 月 日
11	備 考	

備考 1 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記載してください。

2 (1)付近見取図、(2)配置図、(3)各階平面図、(4)立面図、(5)断面図及び(6)その他市長が必要と認めるものを添付してください。

第37号様式（表）

特定（特定外）建築物環境計画書変更届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の 第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定(特定外)建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 ー 住 所 電話番号 ()
2 設 計 者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 ー 所在地 電話番号 ()
3 特定(特定外)建築物環境計画書作成者	
4 連 絡 先	氏 名 郵便番号 ー 住 所 電話番号
※受付処理欄	※特記欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定（特定外）建築物ごとに提出してください。
 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

5	特定（特定外）建築物の名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地
6	(1) 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築
特定（特定外）建築物の概要	(2) 床面積の合計	届出部分 (m ²) 届出以外の部分 (m ²) 合 計 (m ²)
	(3) 用 途	
	(4) 構 造	
	(5) 高 さ 及 び 階 数	() m (地上 階、地下 階)
	(6) 工事着手予定年月日	年 月 日
7	特定（特定外）建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項	
8	環境負荷低減措置等についての特定（特定外）建築物に係る環境性能の評価に関する事項	
9	確認申請予定年月日又は計画通知予定年月日	年 月 日
10	工事完了予定年月日	年 月 日
11	備 考	

備考 1 1から10までの項については、変更があった事項についてのみ記載してください。

2 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記載してください。

3 (1)付近見取図、(2)配置図、(3)各階平面図、(4)立面図、(5)断面図及び(6)その他市長が必要と認めるもののうち、変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

第37号様式の2（表）

特定（特定外）建築物取りやめ届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の 第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定(特定外)建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 — 住 所 電話番号 ()
2 設 計 者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 電話番号 ()
3 連 絡 先	氏 名 郵便番号 — 住 所 電話番号
※ 受 付 処 理 欄	※ 特 記 欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 この届出書は、特定（特定外）建築物ごとに提出してください。
- 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

特定 (特定外) 建 4 築物の名称及び 所在地	フリガナ 名 称 所在地
5 取りやめた日	年 月 日
6 備 考	

第37号様式の3（表）

特定（特定外）建築物工事完了届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の 第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定（特定外）建築主	フリガナ 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 郵便番号 — 住 所 電話番号 （ ）
2 設計者	資格（ ）建築士（ ）登録第 号 氏名 建築士事務所名 （ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 電話番号 （ ）
3 連絡先	氏 名 郵便番号 — 住 所 電話番号
※受付処理欄	※特記欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定（特定外）建築物ごとに提出してください。
 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

特定（特定外）建 4 築物の名称及び 所在地	フリガナ 名 称 所在地
5 工事完了年月日	年 月 日
6 備 考	

第37号様式の5（表）

分譲共同住宅環境性能表示（変更）届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の の規定により、次のとおり届け出ます。

特定(特定外) 1 分譲共同住宅 建築主	フリガナ 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 郵便番号 ー 住 所 電話番号 （ ）
分譲共同住宅 2 の名称及び所 在地	フリガナ 名 称 所在地
分譲共同住宅 環境性能表示 届出書又は分 譲共同住宅環 境性能表示変 更届出書 3	☐ 分譲共同住宅環境性能表示届出書 ☐ 分譲共同住宅環境性能表示変更届出書 分譲共同住宅環境性能表示届出書受付番号（第 号） 変更の概要 ()
※ 受 付 処 理 欄	※ 特 記 欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 この届出書は、分譲共同住宅ごとに提出してください。
- 3 3の項は、該当する□内にレ印を記載してください。分譲共同住宅環境性能表示変更届出書にレ印を記載した場合は、分譲共同住宅環境性能表示届出書受付番号及び変更の概要を記載してください。
- 4 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができます。

(裏)

4 広告日	年 月 日
5 販売 受託者	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 ー 住 所 電話番号 ()
6 備考	

備考 広告若しくはその写し又は市長が必要と認めるものを添付してください。

建築物環境計画書作成マニュアル

—川崎市建築物環境配慮制度—

平成 18 年 4 月 第1版発行

平成 19 年 3 月 第2版発行

平成 20 年 2 月 第3版発行

平成 21 年 3 月 第4版発行

平成 22 年 3 月 第5版発行

平成 23 年 3 月 第6版発行

平成 27 年 3 月 第7版発行

平成 29 年 3 月 第8版発行

平成 31 年 4 月 第8版第2刷発行

令和 5 年 3 月 第9版発行

令和 7 年 2 月 第10版発行

発行 川崎市

編集 川崎市まちづくり局指導部建築管理課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-302

建築物環境計画書作成マニュアル

2025

川崎市